

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6151

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 8 日	支出額	5,720 円
項目	事務所費	充当額	5,148 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	廃棄物処理代＋振込手数料 10 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

6151

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。1130114

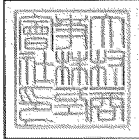
取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 38703	お取引日 07-11-08	時刻 15:26
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥5,500	手数料 ¥220
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 円 円 円		C認証 [REDACTED]

お受取人 ご依頼人	お振込明細またはご案内 おリイタマリソナ ツキ 普通 0619492 オオムラツヨウツ" (カ様 登録番号 0002 ム人" キマサト セイムカツト ウツ" ムツヨ様	
	電話番号 [REDACTED] 取扱番号 080001	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****

*印紙税を貼付しない場合は*印で消しております。 →

請 求 書



請求先 (発行先コード: XXXXXXXXXX) 〒353-0002 埼玉県志木市 中宗岡1-1-2 TEL: 048-476-7525 鈴木正人事務所 御中	請求元 〒353-0003 埼玉県志木市下宗岡 2-18-20 TEL: 048-472-0328 大村商事株式会社 登録番号: T1030001045239 	請求書発行日 2025年11月5日(水)
		請求書番号 000052905
		締日 2025年10月31日(金)
		支払期限 2025年11月30日(日)

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
件名: 廃棄物処理代	

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				5,000	500	5,500
10%対象 (税抜)	5,000	消費税額	500	請求金額 (税込)		5,500
支払方法	銀行振込					
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 材A59399*(株)					
	(0017)埼玉りそな銀行 (388)志木支店 普通預金 0619492 材A59399*(株)					
備考						

請求元：大村商事株式会社

出力日：2025/11/07 10:04

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号		部門			備考		
×モ1				×モ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2025/10/31	廃棄物処理代10月分	4,000	1	式	4,000 (課税 10%)		
		()鈴木正人事務所					
			--				--
2025/10/31	段材→4収集運搬費	1,000	1	式	1,000 (課税 10%)		
		()鈴木正人事務所					
			—				---

※商品コードは16桁まで表示されます。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6152

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 8 日	支出額	11,550 円
項目	事務所費	充当額	10,395 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所契約駐車場代＋振込手数料 12 月分		
備考	鈴木正人		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38703	07-11-08	15:25
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥11,000	¥550
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		C認証
(1万円) (5千円) (1千円)		(硬貨)
万円 千円 千円		円

お振込明細またはご案内

お受取人

トウキョウツソキン
ツキ
普通 4103730
1) ケイキユウトチ様
登録番号 0003
入金マサト セイムカツト ユウジムツヨ様

ご依頼人

電話番号
取扱番号 600012

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 —>

駐 車 場 契 約 書

所在地 富士見市水谷東 2-3248-1

名 称 富久 前 駐 車 場

番 号 No. ■■■■■

賃 料 1ヶ月 金 11,000 円也 (消費税込 10%)

敷 金 金 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和7年5月16日より令和8年5月15日まで1年とする。
但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又貸借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車の場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

特約条項

.....

.....

.....

振込先

■■■■■

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。

令和7年5月15日

貸主(甲) 住 所 埼玉県富士見市水谷東 8-33-14

氏 名 有限会社 恵久土地 ■■■■■

代表取締役 市川 麗恵子

電 話

借主(乙) 住 所 埼玉県志木市中央園 1-1-2

氏 名 鈴木 正人

電 話 048-476-7525

仲介人 住 所

氏 名

電 話

取引主任者 氏 名

登録番号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6153

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 8 日	支出額	75,550 円
項目	事務所費	充当額	67,995 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃貸料＋振込手数料 12 月分		
備考	鈴木正人		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、  埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。			
取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED] ***	[REDACTED]
取扱店 38703	お取引日 07-11-08	時刻 15:27	
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥75,000	手数料 ¥550	
お取引後の残高(円) *****		おつり	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円			C 認証 (硬貨) 円
お振込明細またはご案内			
お受取人	カワクチ ツソキン ツキ 普通 0810281 カ) コスモ様 登録番号 0007		
	スルギマサト セイムカット ユウジ ムシヨ様		
ご依頼人	電話番号 [REDACTED] 取扱番号 500018		
	印紙税申告納付につき浦和税務署承認済 *****		

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 ㈱ コ ス モ (以下「甲」という。)と借主 鈴木 正 人 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2 (登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 () / () 階建/全 () 戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
	面 積	49.55㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

2024年 1月 15日 から 2027年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	10,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する建 本 数	棟 No. 本 数				本
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込				
	☐ 持 参	持 参 先			
	☐ 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤務先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ		
所在地	新座市新座3-4-41	TEL	048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
	※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。
 明け渡し時は中には何も無い状態で引き渡すものとする。
 更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。
 事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月6日

甲・貸主 代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048(480)3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木 正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	株式会社コスモ
	代表者の氏名	菊地 崇
	主たる事務所 所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号
	免許年月日	2年4月1日
	氏名	
宅 地 建 物 取 引 主 任 者	登録番号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社コスモ
	事務所所在地 TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500
	業務に従事する 事務所名	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている誓面を兼ねています。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6193

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 10 日	支出額	70,440 円
項目	事務所費	充当額	63,396 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃（12 月分）送金料を含む		
備考			

— ゆうちよ銀行 —

整理番号 140-2

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）
が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の
目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とす
る。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支
払うものとする。ただし、令和7年4月分については、同月末日までに支
払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回
復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲
乙協議の上決定するものとする。

令和7年3月25日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

（乙）

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6194

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 10 日	支出額	4,220 円
項目	事務所費	充当額	3,798 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所来客用駐車場賃借料（12 月分）送金料を含む		
備考			

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
07-11-10		通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N033	*4,000	
	残高	
送金料金 *220円		
振込予定日 07-11-10		
タケウチ マサフミ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちよ銀行 ——

整理番号 14/- 3

(6) 更新等に関する事項

新規及び更新契約料は、新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。

(7) 特約条項

駐車場保管証明書を発行する場合は、賃料の1ヶ月分を手数料として支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2025年 3 月 1 日

甲（貸主）	氏 名	代理人	電 話
	住 所		
乙（借主）	氏 名 (商号及び 代表者)	武内 政文	電 話
	住 所	入間郡越生町大字上谷450番地	
緊急連絡先	氏 名	武内 政文	電 話
	住 所	入間郡越生町大字上谷450番地	

宅地建物 取引業者	商号（名称）	宮田精一事務所	代表者	宮田精一
	事務所所在地	入間郡越生町大字越生908番地15	電話	049-292-3403
	免許証番号	埼玉県知事（2）第23444号		
宅地建物 取引士	氏 名		登録番号	
	業務に従事する事務所	入間郡越生町大字越生908番地15		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6195

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 10 日	支出額	2,377 円
項目	事務所費	充当額	1,188 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	ダスキンレンタル代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6195

(2/2)

納品請求書 兼 領収書

〒331-0812 さいたま市北区宮前町1丁目675-2
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2025年11月10日

品名・サービス内容	単位	数量	単価	納品金額	消費税	合計
ホーダグマッド5-G	BSG	4H	890	3560	356	3916
ハンディモップF	H-F	8H	800	6400	640	7040
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4H	814	3256	325	3581

前回未収残	納品金額	消費税	合計金額	消費税	合計
2,161	2,161	216	2,377	237	2,614

DUKIN

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6245

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 12 日	支出額	2,552 円
項目	事務所費	充当額	2,041 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所玄関マットリース代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6245

(2/2)

納品・領収書

No. 0001138216

T6030002082557



ダスキン鴻巣



埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所 様

〒365-0054
鴻巣市大間2-5-32
TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5813

納品日 2025年11月12日 次回予定日 01月07日(水) 担当 

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回回収	今回残
WH1H 吸塵・吸水マット1ヶ所 スリム	2	2,552	2		
*納品合計10%		2,552	内消費税 ***		232

印 紙
5万円以上
貼 付

領 収 額
2,552

前未収額
0

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6324

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 17 日	支出額	3,959 円
項目	事務所費	充当額	3,563 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	政務活動事務所掃除用具一式		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6324

(2/2)

納品・請求書
兼 領 収 書

ダスキン 光洋
株式会社 光洋
〒350-0066 川崎市津田町2-12
TEL 049-224-2389 FAX 049-226-4189
19030001054880

納品日 07年 11月 17日 次回訪問日 12月 15日 D月 00998 4W
重 8 (現金)

商 品 名

数量

単 価

納品予定
金額

納品・領収訂正
金額

訂正後
金額

DWLH 吸塵吸水マットL(抗菌)

1

1969

1969

BSC3G おそうじベアツク3 クレー

1

1990

1990

BSSS-G おそうじベアツク3シャワー

1

0

0

BLALA-G おそうじベアツク377G

1

0

0

BSC3CL ベアツク3用クリー

1

0

0

10%合計

3,959

内消費税

(359)

前回未収残

税 抜 金 額

消 費 税

合 計 金 額

領 収 額

(10%)

3,600

359

3,959

3,959

伝票 NO.001054880

担当者 名

DUSKIN

別記様式第 1 号（第 6 関係）

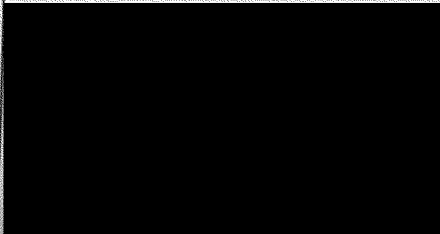
政務活動費 領収書等貼付用紙

6352

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 18 日	支出額	33,440 円
項目	事務所費	充当額	30,096 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃 11 月分 （使用期間 1 日～22 日）		
備考	23 日から 30 日まで配管工事があり、不便軽減の為家賃が日割りとなった。 45,000 ÷ 30 日 × 22 日 = 33,000 + 振込手数料 440		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
37705	07-11-18	15:42	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥33,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		IC認証	
(1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		(硬 貨) 円	
お振込明細またはご案内			
お 受 取 人			
	登録番号 0001		
ご 依 頼 人	オハナアキヒトセイムカット“ウツ”ムシヨ様		
	電話番号  取扱番号 500001	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****	
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

貸家賃貸借契約書

貸貸人 尾花球仁 氏事務所 借借人

との間に、次のとおり貸家賃貸借契約を締結します。

- 第1条 (貸借物の表示) 貸貸人はその所有する次に表示の貸家を借借人に貸貸し、借借人はこれを賃借することを約します。
上庄市本町1-1-5
鉄骨造 陸屋根 3 階 2 階
室 室 平方メートル() 号室)
- 第2条 (賃借期間) 賃借物の期間に 年 月 日から 年 月 日までの 年 間とします。ただし、借貸人・貸借人は、協議のうえで本契約を更新することができるとします。
- 第3条 (賃 料) 賃料は1か月金 45,000 円とし、借借人は毎月 25 日までに 前 月分を貸貸人の住所に貸貸もしくは送金して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の悪化、公租公課の増額、近隣の賃貸との比較等により不相当となったときは、借貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるとします。また、本件貸家の一部が、火災その他の災害で滅失したとき(ただし、いずれも残存部分のみで本契約の目的を達成できる場合に限り)は、借借人は、契約期間中であっても、借貸人と協議に基づき、当該滅失部分に相当する賃料を減額することができるものとします。
- 第4条 (敷 金) 借貸人は敷金として金 45,000 円は借借人から申し受けるものとします。敷金は賃料借費その他の本契約に基づいて生ずる借借人の借貸人に対する債務を担保する目的で預けられるものであり、利息を付さないものとします。借借人の前金への充當の範囲、方法およびその返還については本契約に定めるところによるものとします。
- 第5条 (使用目的) 借借人は、貸家を、貸借の目的で使用する。他の用途に使用してはなりません。
- 第6条 (転貸等の禁止) 借借人は、賃借物を譲渡し、もしくは本件貸家を転貸し(同居、共同使用等事実上賃借物の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含みます)、または借貸人の承諾なしに改修、改築、模様替え等をしてはなりません。また、借借人は、本件賃借物の使用に必要であっても修繕を行う場合は借貸人の承諾を得なければなりません。ただし、借借人が修繕が必要である旨通知し、もしくは借貸人がその旨知ったにもかかわらず、借貸人が相当期間内に必要を修繕をしないとき、急迫の事情があるとき、または修繕の場合はこの限りではありません。
- 第7条 (当然終了) 本件賃借が、火災その他の災害で滅失または滅失したときは、本契約は当然に終了します。
- 第8条 (契約解除) 次の場合の一つに該当したときは、借貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。
- 一、借借人の使用に供している本件賃借の一部が火災その他の災害で滅失し、これにより本契約の目的を達成することができないとき。
- 二、借貸人の承諾なく、本件賃借の改修、改築、模様替え等の原状の変更をおこなったとき。
- 三、借貸人の承諾なく、借借人が賃借物を譲渡し、または本件賃借を転貸するとき。
- 四、借借人が自身あるいは契約締結時に借貸人に申告した家族以外の者に借貸人の承諾なく本件賃借を占有させたとき。
- 五、長期不在により賃借物の使用を継続する意思がないと認められるとき。
- 六、借借人につき仮差押、假処分または強制執行を受けたとき。
- 七、借借人に対し競売、破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立てがあったとき、あるいは借借人が自らこれら手続の申立てをしたとき。
- 八、借借人が事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
- 九、借借人独自の手段小切手や不渡部分を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 十、借借人の居置または信用状態が悪化し、本契約に基づく賃借の履行が困難になる恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
- 十一、立社会勢力との関係において、(1)借借人または借借人の役員等が立社会勢力と認められるとき、(2)立社会勢力が借借人の経営に実質的に関係していると認められるとき、(3)借借人が反社会的勢力を利用したと認められるとき、(4)借借人が反社会的勢力に対して資金等を提供しもしくは便宜を供するな

- との関与が認められるとき、(5)借借人自らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為もしくは暴力行為またはこれに準ずる行為をおこなったとき。なお、本号における反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動等標榜組織または特殊な暴力団員、その他これに関連または準ずる者をいいます。
- 2 借借人が、(1)賃料の支払いを怠ったとき、(2)賃料の支払いを後援にわたって遅延したとき、(3)本契約に定める使用目的以外の用途に使用したとき、(4)その他本契約に違反したときにおいて、借借人はこれを是正するよう催告をし、催告期間を経過した後にこれが是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。ただし、(1)および(2)について、前項に定める事項にも該当する場合は同項の定めを優先して適用し、これに拠るものとします。
- 第9条 (使用上の注意) 借借人は、貸室内において、危険、火災、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりません。
- 第10条 (損害賠償等) 借借人(その家族を含みます)の責に帰すべき事由により本件賃借を汚損、破損したときは、借借人はすみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。
- 第11条 (ガス等の使用料) 電気、水道、ガス等の使用料は、借借人の負担とし、その実費を借貸人の定めた方法で支払うものとします。
- 第12条 (借借人の解約申入れ) 借借人は借貸人に対して1か月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができます。ただし、借借人は予告に代え1か月分の賃料相当額を借貸人に支払って即時に解約することができます。
- 第13条 (延滞賃料等への充当等) 敷金に不足する賃料を支払ったとき、借借人は賃料の支払いを怠ったとき、または第10条の損害賠償額を支払わなかったときは、借借人は本契約終了後であってもその敷金をもってその滞り滞に充当することができるものとします。この場合、借借人は借貸人に対し当該充当部分に相当する金額を敷金として交付しなければなりません。
- 第14条 (敷金の返還) 借貸人は、賃借借契約が終了し、借借人から賃借の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を借借人に返還しますが、延滞賃料もしくは第10条の損害賠償金額があるときは、または第16条に定める借借人の義務が履行されないときはこれを差し引き、またはその費用を留保したうえでその残額を返還するものとします。
- 第15条 (修繕料等の不請求) 借借人は、本件賃借の明渡しに際し、借貸人に対し、修繕料、立退き料その他これらに類する金銭上の請求をしないものとします。
- 第16条 (明渡しの際の原状回復義務等) 借借人は、本件賃借の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、本契約中に借借人が改修・加工・設置したものがあれば借貸人が取去を求めない旨表明した場合を除いてすべてこれを取去し、本件賃借を原状に復したうえで(ただし、通常の使用および収益によって生じた本件賃借の損耗ならびに本件賃借の経年劣化は当然回復の対象ではないものとします)、借貸人の立会を求め、本件賃借の引渡しをするものとします。
- 第17条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく借借人に対する借貸人の一切の債務について保証し、本契約に定める賃料 年分を上限として、借借人と連帯して借借人の責を負うものとします。
- 第18条 (合意事項) 本契約に関する紛争については、借貸人の所在地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに当事者は合意しました。
- 第19条 (特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので本契約書 通を作成し、
各自署名捺印のうえ、各1通を所持します。 令和5年7月6日



貸貸人 現住所 氏 名

借借人 現住所 氏 名

連帯保証人 現住所 氏 名

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6370

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 19 日	支出額	990 円
項目	事務所費	充当額	495 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	フロアモップリース料 1 1 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

納品・請求書
兼領収書

登録番号: T6070001D04715

納品・請求書
兼領収書

ダスキン坂戸
株式会社ダスキン埼玉北関東
〒350-2213 埼玉県所沢市1523-6
TEL 049-285-5655 FAX 049-286-7731
E-MAIL dsk@skd.co.jp

宛先
〒0120-00-5695

No. 10021132300

発行日 2025 年 11 月 19 日 支払期日 2025 年 12 月 17 日 期日 現金

品名	単位	数量	単価	金額	消費税	合計		
フロアマット	FM-DF	4W	1	1	990	1	1	990

2025年11月13日時点 DDuetコイン残数

品名	数量	単価	金額	消費税	合計
期日未収残	900	90	990	990	10%

納品サイン

受領サイン

印

142

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

6394

(1/2)

日付	令和 7 年 11 月 20 日	支出額	193,600 円
項目	事務所費	充当額	174,240 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	家賃・共益費・駐車場代		
備考	12 月分		

政務活動費 領収書等貼付用紙

6394

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

 **埼玉りそな銀行**
RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
48302	07-11-20	12:53
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥193,600	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (硬 貨)
万円 千円 千円		円

お振込明細またはご案内

お受取人
埼玉りそな銀行
狭山支店
普通 3518568
ヤマフトウサソ(カ様)

ヒカ ヲヤマトオルセイムカッタ ウツ ムソヨ様

電話番号
取扱番号 200008

印紙税申告
付につき
税務署承

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用建物賃貸借契約書

貸主 聖和商行 株式会社 (以下「甲」という。)と、借主 東山 徹 (以下「乙」という。)と連帯保証人 (以下「丙」という。)とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。)に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(A) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	北野第2ビル 3階			
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県狭山市富士見1-14-11 (地 番) 埼玉県狭山市富士見1丁目6512番地7 (家屋番号) 6512番7			
	種 類	事務所			
	構造・規模	鉄骨造陸屋根4階建			
	契約面積	建物: 95.3㎡ (約28.8坪)			
	使用目的	事務所			
	物件の所有者	(住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社		貸 主 (住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社	
(B) 賃貸借条件	賃 料	月額 金 150,000円 (外消費税) 金15,000円	礼 金	金300,000円 (外消費税80,000円)	
	共 益 費	月額 金10,000円 (外消費税)	敷 金	金150,000円	
	更新料	新賃料の0.5ヶ月分	保 証 金		
	更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月分 (消費税別)	償 還 期		
	敷金の返還時期	物件明渡し日より3ヶ月以内			
	火災等保険料	乙にて借家人賠償責任付き火災保険に加入するものとする。(証券の写しを甲へ提出するものとする)			
	その他使用料	無			
(C) 保証	契約期間	令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月 末日まで 5年間			
	引 渡 日	令和 6年 3月 1日	賃料発生日	令和 6年 3月 1日	
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の中入れをした日から3ヶ月の経過をもって発生する			
	賃料等の支払方法	以下の名義人の預金口座に振込により支払うものとする <振込口座>			
		金 融 機 関		支 店 名	
		口 座 種 類		口 座 番 号	
	支払期限	名 義 人		フリガナ	
①翌月分を毎月末日までに支払う ②振込み手数料は乙の負担とする					
(C) 保証	連 帯 保 証 人		家 賃 債 務 保 証 会 社		
	連帯保証人	極度額	家賃債務保証会社	社名	
特約事項がある場合については別途特約条項欄に記載するものとする。					

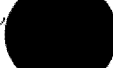
特約事項

- 1 乙が本物件を引渡時の現況から標記（A）の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
- 2 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等（以下「残置物」という）についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 3 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和 6 年 2 月 28 日

貸 主・甲	借 主・乙
〒222-0037 横浜市港北区大倉山1丁目28番11-702号 聖和商行株式会社 代表取締役 北 野 敦 也	 東 山 徹
	連帯保証人・丙
印	 

媒介業者		
[取引態様] 「貸借」／媒介・代理・	[取引態様] 「貸借」／媒介・代理・	[取引態様] 「貸借」／媒介・代理・
[免許証番号] 埼玉県知事（12）第 8534 号	[免許証番号] 埼玉県知事（6）第 19372 号	[免許証番号]
[免許年月日] 令和 4 年 5 月 17 日	[免許年月日] 令和 3 年 7 月 13 日	[免許年月日]
[主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園 2-13	[主たる事務所] 埼玉県入間市豊原 1-32	[主たる事務所]
[商号又は名称] 狭山不動産株式会社	[商号又は名称] 株式会社ハウスネット	[商号又は名称]
[代表者の氏名] 代表取締役 	[代表者の氏名] 代表取締役 	[代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号] 	[登録番号] 	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士) 	(宅地建物取引士) 	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園 2-13 狭山不動産株式会社 電話 04 (2958) 0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園 1-13 株式会社ハウスネット 電話 04 (2956) 5500	業務に従事する事務所所在地

〔普通〕 建物賃貸借契約約款（事業用）

第1条 (契約期間)

本契約の契約期間は、(B)に記載された契約期間とします。

第2条 (使用目的)

乙は、本物件を(A)に記載された事業目的・用途のみに使用するものとし、他の目的・用途にて使用してはならないものとします。

第3条 (資料および共益費等の支払い)

- 乙) 是、(四)の資料を共済費、紅利率算出のための資料金（以下、「資料金」といいます。）を（四）に配賦された事項が示す支払方法（別途配賦された債務保証料及び、支払利益率等により支払方法が定められている場合には、その方法）にて、支払期日までに支払います。
- ユ 7月以降の資料金の支払については、（四）に配賦された資料計算により算出しました資料の計算による資料金の支払については、月額資料等×入居日数÷（四）に配賦された日割計算の日数＝支払金額により算出します。
- 資料金の支払時期は、必ずしも所定期をおひり届出の期日とは、この負担とします。

第4条 (礼金・権利金)

乙は、本契約の締結時までに (B) の礼金または権利金（以下、「礼金等」といいます。）を甲に支払うものとします。ただし、乙は本契約締結後は、甲に対し礼金等の返還を求めることはできないものとします。

第5条 (敷金・保証金)

1. 甲は、本契約が成立する一切の債務の担保として、甲本人の総財産または①の資金または保証金（以下「償還金」とする。）を本契約に供することとした。また、償還金に利息を付けないものとし、また、乙は賃料等の明細表とに適合し、増減に適合する債務の不足分を甲に差し入れたなければならないものとした。
2. 甲は、乙が本契約から生ずる債務を履行しないときは、償還金等その債務の総額に充てることができる。この場合、乙は甲より売却の通知を受けた日から7日以内に、不足額を不足部分に充てしめなければならないものとした。なお、乙は、本事件を明確にするに必要と認めるときは、其費用その他債務との相殺または抵当は、本事件を清算することができるものとした。
3. 甲は、本事件の円滑な遂行のため、乙が差し入れた資金等から未払い賃料等その他の契約に基づき乙が負担すべき一切の債務を差し入れ、その残高を常に乙に乙に返還するものとした。但し、明確な乙の他の債権者に対する費用負担に相当する協賛額を差し引いたものとする。乙は債務の履行に遅延しない場合には、償還金に返還する。なお、この協賛額は、費用負担の明細表を以て示すものとする。
4. 乙は、差し入れた資金等の返還責任を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとした。

第6条 (駐車場等)

- 1 乙は、便所の内装等（パイプ・壁紙等）および自給排水管を含みます。以下同様です。を使用する場合、(B)の資料を支払い、甲の指定する位置に、甲の手紙を排水口の裏に貼ることを許します。
- 2 乙は、契約期間中に車両の更新を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承諾を得るものとします。
- 3 甲は、天候不慮、火災・盗難・紛失・盗難、第三者による災害等、甲の責めに帰すべき事由による乙の損害が生じた場合について、一切の責を負いません。
- 4 乙は、故意または過失により本物件の設備または色に駐車中の車両に損害を与えた場合、直ちにその損害を賠償するものとする。その所有する車両が、駐車中の車両に損害を与えた場合、乙は、損害賠償責任を負うことを必要とする場合、甲に発行を依頼するものとし、甲は、これに同意するものとする。
- ただし、発行に伴う手数料等は別添の費用等定書に、乙が費用負担するものとする。
- 5 甲または乙は、駐車場等のみを解約する場合、第19条および第20条と同様の手続を必要とするものとする。
- 6 甲および乙は、別途駐車場契約または規約等がある場合、その定めによるものとする。

第7条 (損害保険等の加入義務)

1. 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に當て、自己の負担にて借家人賠償責任保険および甲が指定する保険を備えた保険に加入します。
2. 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、自己の負担において、更新または再加入します。

第6条（付帯設備）

2. 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、または使用に伴う性能低下・キズ・汚れ等があることを予め承知します。

第9条 (乙の警告注意義務)

1. 乙は、善良なる管理者の注意義務（以下、「善管注意義務」といいます。）をもって本物件および付帯設備を保全し、利用します。
2. 乙は、本物件について定められた規則等がある場合、これを遵守します。
3. 乙（来店者・求職者等の関係者を含む）が故意・過失または善管注意義務に違反して、甲または第三者に損害をきたしたときは、乙の責任において甲または当該の第三者にその損害を賠償するものとし、

第10条 (届出または通知事項)

1. 乙は、本物件の引渡し（第14条第2項）に先立、入居時における本物件内の陳設または設置に
 する床、家具、設備等と、甲の指定する方法にて確着するものとします。
 2. 上述の場合における本物件内に関する汚損・破損等のうち、前項の陳設にきよめられている内
 容にないもの（以下「前項の陳設以外のもの」といいます。）は、本物件の引渡し（第14条第2項）
 が入居時・前項の汚損等を行なったときから、乙の責任において本物件内に関する汚損・破
 損等であり、いずれも乙の入居時に発生したものと推定されるものとします。
 3. 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲に届出たものとします。
- (1) 本物件が1ヶ月以上の長居において使用しないとき
 - (2) 乙の病、所患、代客等、事業目的、主要な事業の重要な事項または、表面
 上の理由（例）に類した連絡が変更が生じたとき
 - (3) 乙の住所が本市の区域外に転居したとき、または、転居したとき、当該住所が賃
 借期間と期間中に定められた期間（第11条第3項）の定めに従ったものとします。

- (4) 巡警保証人（以下、「丙」といいます。）の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
(5) 乙または丙については、死に、後見開始・保生開始の審判または破産・民事再生、会社更生もしくは特別清算等の事由が生じたとき
(6) 本物件の建築物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおおれが生じ修繕・修繕を要するとき

第1.1条 (禁止事項)

これは、本物件および付帯設備の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- [1] 甲の書面による承諾を要することなく、(A)に記載された事業目的・用途を変更をする。
- [2] 甲の持病などにより習慣性の腹痛、嘔吐または使用便等をするとき
- [3] 本物件および附帯設備に基づく一切の権利行使について、担保に供すること
- [4] 本物件の管理を第三者に委託し、または第三者を居住または宿泊（借居）させること
- [5] 付帯設備を本物件以外の用途に転用すること
- [6] 甲の持病などは、本物件の増築、修繕、移転、賃貸若しくは他の建築物の取付け、改造、工作を伴う修繕若しくは等に限り現状の定礎とする。
- [7] 本物件内に火災、洪水、爆発、落物、臭気、騒音のおそれのある物品等を持ち込み、または使用するもの。
- [8] 本物件内において、盗難等の危険（逸失等であつて明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのある行為を除く。）を、その行為が原因となる損害賠償に責任を負ふこと。
- [9] 盗品もしくは公法外官等に反する窃盗・販売活動もしくは知り及び助成等の特殊許諾を行い、またはその端点とすること。
- [10] 飲酒、刀剣類または可燃性、爆発性を有する危険な物品等を製造または保管すること。
- [11] 貴族院、警察、消防ラッパゲ（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第11条第1項の規定に基づいて生産供給）の薬品、刃物、銃等の作用を用いるの申請に同意すること（又は生産供給、販売、配給、貯蔵、所持すること）。
- [12] 貴族院、警察、農具の発生その他近隣の迷惑を生じ共同生活を乱し汚濁や衛生上有害となる行為を行うこと。
- [13] 本物件を、自らあるいは、暴力団員、暴力団関係者でなくなった時から5年を経過しない間、暴力団関係企業、団体、組織もしくはこれらに関連する者またはその親戚ないし縁故者とともに所有・貸出し（又は占有権あり）といふ事。この事務所、その他の活動拠点として使用し、もしくは第三者を通じて反社会的勢力の活動拠点として使用すること。
- [14] 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを通知させざるを得ず、看板等を掲示すること。
- [15] 本物件は反社会的勢力を排除せざる。または反復継続して、反社会的勢力を立ち入らせ得ること。
- [16] 本物件は本物件の近所に於いて、喧嘩、喧嘩等の行為を行なひ、近隣者および他の人等々、尊厳等に不安感、不快感や迷惑を及ぼすこと。
- [17] 別添である利用平等が不適合、これを中止し適正なことを。

第12条（修繕義務と費用負担義務）

11. 甲は、第2項に定めるものを除き、乙が本物件の使用および収容をさせるために必要な修繕・修繕作業を行うものとする。ただし、この使用・過失、修繕責任意識違反、その他侵害の使用方法を越えるような使用による損耗等、乙の責により必要となった修繕・修繕については、乙の費用負担とする。
12. 乙は、前項の規定にかかわらず、入居開始中における自然損耗・経年劣化または通常使用による損耗を主張するに当たっては、甲の同意を得る必要はない。甲の同意なく乙が実用可能な範囲において修繕を行うものとし、甲は、乙の請求に定める修繕については、修繕義務を負われない。
13. 物件の建築図、ブランド、ガラス、照明器具、スイッチ、コンセント等の付属品の修繕
- (4) 配線、変圧器、配電等の消耗品の交換
- (5) 本物件内乙の所有の造作、設備に對する修繕
14. 水・ガス・排水・上下水道等の排水の元の水垢・カビ等、その設備・平入れを患った部分または付属の床、壁面、浴槽・浴水・脱衣水(バスタブ)等の交換
- (5) 火災の被害を受けた家具の交換
- (6) その他、本賃貸借契約の範囲内での修繕費負担
15. 甲は、第1項の趣意により必要修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由なく修繕し、甲が修理に着手せず、修繕の義務を負い、乙はこれを拒否することによって、甲が乙の通知を無視し、自己修繕の義務を履行したことにより、乙は修繕費を負担するものとする。
16. 乙は、本物件が修繕を要するときは、遅滞なく甲に通知することにより、甲の指示に従わなければならない。この通知を怠り、または差延したことによって、建物またはその附属物等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければならない。
17. 乙が前項の通知を行なった後、損害賠償を請求しても甲が修繕を行わない場合、乙は、修繕費用、修繕の必要費用が修繕見積書等を基に甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができる。ただし、急迫な損害があるときは、乙はこれを要せずとも、甲の同意を得ずとも、必要修繕を行うことができる。
18. 物件の修繕に必要とする費用、水・ガス等の使用料金、汚濁処理費用の費用、引当金等の費用については、乙がまた入居者の負担とする。

第13条 (造作等)

1. 乙は、本物件の建替率について次の各号に該当する場合、予め甲の書面による承諾を得るものとします。
- (1) 本物件に建替等を設置するとき
- (2) 電気、ガス、給排水等の設備の新増設及び既存施設、機械器具等を新設付加または変更するとき
2. 乙は、前項の規定に従い建替等を設置した場合、当該建替等の買取請求を甲に対して行うこととします。

第14条（賃料等の改定）

1. 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることができます。
2. 甲または乙は、公租公課、賠償等の変動等により、(3)の賃料等が不当になった場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増額または減額を請求することができます。

第15条（一部滅失等による資料の滅失等）

1. 本物件の一部分が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができる事由によるものであるときは、契約は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、滅失額なるものとして乙の責任となる。甲および甲の子は、滅失額、期間その他の債務事項について賠償するものとする。
2. 本物件の一部分が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、毀損する部分の大部分が乙が原因としてその責任を担うことができる場合には、乙は、本契約を解除することができる。ただし、それが乙の責めに帰する事由の場合、乙の責任において甲に与えた損害を賠償するものとする。

天災、地変、その他甲の責めに歸すべきことのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達成できない場合、または、都市計画等により本物件が収用、使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。甲は乙の責めに歸すべきことではないことを、甲は乙の責めに歸すべきものとし、

1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに、本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は、(B)の更新料、更新事務手数料を支払い、貸渡期間満了日の翌日から間一条件で更新し以後も同様とす。

2. 本契約が更新（前項の更新および借越債権法の法定更新を含む。）された場合、乙は、本契約が更新される日までに、甲に対し更新料として、(B)の更新料を支払います。

1. 甲は、乙が賃料等の支払を怠ったときは、相当の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができるものとします。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の信頼関係が損なわれたと認められるときは、甲は何らの催告によらず、直ちに本契約を解除することができます。

- 第19条 (解拘の申入れ)

1. 乙は、本契約を締結する目的、または解除期間満了日をもって本契約を終了する場合、**〔保証〕B-①**に記載する予定期間満了日、または解除期間満了日に入社した者の、その入社日およびその旨を当該解除日より本契約締結期満了日まで毎月1回、前項の作成に当たったときは、本契約および本契約締結期満了日の経路図に、本件解除の作成に当たったときは、本契約および本契約締結期満了日を記載し、乙は本契約締結期満了日の翌日から、甲に入社した者数より本契約締結期満了日までの賃料相当額を、甲に支払うこととする。
3. 甲が、本契約締結期満了日に入社した者のうち甲の、**〔保証〕B-①**に記載する予定期間満了日、または解除期間満了日に入社した者のうち、その入社日およびその旨を当該解除日より本契約締結期満了日まで毎月1回、前項の作成に当たったときは、本契約締結期満了日の翌日から、甲に入社した者数より本契約締結期満了日までの賃料相当額を、甲に支払うこととする。
4. 甲が甲に対して、解除の申込をしないこととされた場合は、甲の自らの自らの月々の賃料に、本契約締結期満了日に入社した者のうち、その入社日およびその旨を当該解除日より本契約締結期満了日まで毎月1回、前項の作成に当たったときは、本契約締結期満了日の翌日から、甲に入社した者数より本契約締結期満了日までの賃料相当額を、甲に支払うこととする。

1. 乙は、解約・解除・期間満了等により本契約が終了した場合、直ちに本物件を明け渡し

- ます。
- 2) 乙が本物件の明渡しに際し、次の各号に規定する事項を履行します。
- (1) 乙が本物件内に納入したすべての物品等の取返、搬送した廃作、散積等の撤去
- (2) 乙が本物件を要するに因るおよび本物件を生じさせるとする汚染、または当該箇所
の修繕
- (3) 本物件内または其の附属の清掃およびゴミ、汚染等の処理
- (4) 乙が使用したすべての公共料金等の精算費用の精算
- (5) 『規約』上に記載された事項の返還
- (6) その他明渡しに必要となる事項
- 3) 乙は、この取返、搬送、撤去、散積等の廃棄物運搬に際して、本物件もしくは付帯設備に損害
を与えたときは、甲に対して、その損害を賠償するものとする。なお、賠償金額超過額に
なるに賠償する、通常の使用行為を超える使用による汚損・毀損・損壊を含むものとす
る。
- 4) 乙は、本物件の明渡しに際して、原則として、自然乾燥・塩干・炭火・通常の使用方法に
応じ、燃料について、専ら原価回復等を責負しないものとします。ただし、本契約に別添付
の約定がある場合には、その約定によるものとします。
- 5) 乙が、本物件を例外的に使用し、本物件内に費用と物品がある場合、甲は乙が所有の
権を放棄したものと見なす。処分による費用を甲負担します。この場合、乙は、
廃棄、廃棄を要する、処分による費用を甲負担します。
- 6) 乙は、この条項および別添付等による場合、甲に対して、明示し得る権利、追込料、損害賠
償料その他各号の如何にかかわらず、本契約に基づく引当の請求権を行使し、引当の
請求権を行使する権利を有するものとします。この場合、乙は、改善等を行い、明確
に甲に別添付の明渡し現場等による場合であっても、乙が支払った費用または賠償の増額料の
支払いを甲に請求することはありません。
- 7) 本契約の終了後においても、乙が甲または本物件を引当したかつとは、乙は本契約
終了の翌日から明渡し、および引当の費用の償還に相当する損害金、およびこれ
に基づき甲が受けた損害を賠償するものとします。

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保全、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。なお、この場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、潮水、ガス漏れ、被爆等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができ、その場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

[illegible]

第 4 条 本契約の目的は、前条第 1 項に定める事項を、本条第 1 項に定める条件の下に、甲が乙に提供することである。

第 5 条 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条件として、本契約を甲の同意に応じず合意締結する権限を有し、本物件の明渡しに際する一時的権限を甲に委任する。

第 6 条 乙が前条の支払を 3 ヶ月以上滞り、または、明渡しを滞り、甲が相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず滞り、または、

第 7 条 乙が前条の滞りによって所定不明となり、2 ヶ月以上経過したとき

第 8 条 乙が前条または前条その他の事由により本契約の履行が困難になったとき

第 9 条 乙は、本契約が締結する限り、前項の滞りを解消することができず。

第2条第7項に基づき、【添付】に記載する家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続を定めるものとする。

1. 乙は、本契約から生じる金銭債務（賃料等）の支払いを遅延した場合、罰金に対し、年1.4.8%の割合による遅延損害金を支払うものとする。ただし、賠償額がその賠償請求額または当該契約締結時に遅延損害金の定めがある場合は、その定めによるものとする。

2. 乙は、本契約から生じる金銭債務（賃料等）の支払いを遅延したことにより、甲または甲が指定した者から罰金、メール、文書または訪問等により督促を受けた場合には、第1回につき手数料として金3,000円（別途消費税等）を甲に支払うものとする。

1. および又は、それそれの相手方に対し、次の各号につき、表明し承諾するものとし、

- (1) 自ら反社会的勢力ではないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属すること
- (2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自らの利益を利用すること、本契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を通じて、不当な手段または能力を用いて、または、相手方に対する不当な手段または能力の行使を妨害し、または
- (5) 偽りまたは虚偽を用いて相手方の債務を妨害し、または信用を毀損する行為

1. 甲および乙は、契約により知れた相手方の秘密事項を正当な理由なく漏らし、またこれを盗用し又はならねたものとする。
 2. 甲および乙は、個人情報を第三者に開示することおよびその開示の経緯を適切に、個人情報開示の適正な手続きと取扱いを行うものとする。
 3. 甲および乙は、前条に定める事項に本人の同意なく開示することと利用目的の範囲外に必要と認められる個人情報を提供し、または個人データ若しくは第三者に提供することとならねたものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではあらず。
 ① 法令に基づき、
 ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることと当該開示の正当性との両者が認められるとき、
 ③ 本人の生命または財産の安全を脅かすおそれのために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることと当該開示の正当性との両者が認められるとき、
 ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合は、
 ⑤ 本人の同意を得ることと当該開示の正当性との両者が認められるとき。

【概説】Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等については、法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に改定するものとします。

要するに、本契約に関する諸君の諸君等、裁判上の手続を免れようとするときは本条

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙とは、この旨を前提として誠意をもって協議調整します。

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狹山市富士見1丁目14番11号
車種及びナンバー及び色	名称（北野第2ビル駐車場）内 XXXXXXXXXX
賃料総額	毎月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 — 円也（無利息の約定）
備考	礼金として 金 — 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

第1条 賃貸借の期間は令和6年4月1日より令和11年2月末日迄
向う5ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）

第2条 賃料の支払いは毎月末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。
（振込手数料は乙負担とする）

万一、壹カ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ
ないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし
てはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含
む)の各条文)に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地
を原状に復して貸主に返還するものとする。

①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。

②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である
ことが判明したとき。

③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ
たとき。

④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行
ったとき。

⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣
の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第 9 条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1 ヶ月前に互に通知し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第 11 条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第 12 条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)

② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。
(解約通告日の翌末日が契約終了日となる。)

③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第 1 条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より 1 カ月後には無条件で明け渡すものとする。

④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の 0.5 カ月相当額 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

⑤ 契約期間は北野第 2 ビル 3 階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)

⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000 円 (消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000 円 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を 2 通作成し甲乙双方共記名捺印して各 1 通を所持する。

令和 6 年 3 月 14 日

〒222-0037	
住 所	横浜市港北区大倉山 1-28-11-702 号
貸 主 (甲)	
氏 名	聖和商行株式会社
	代表取締役 北野 敦也
借 主 (乙)	
住 所	
フリガナ	
氏 名	東山 徹
自宅 TEL ()	勤務先 TEL ()

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 2 番 12 号

商 号 狭山不動産株式会社

代表者 代表取締役 伊藤

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 1 番 1 号

商 号 株式会社ハウスネット

代表者 代表取締役 新井靖

TEL 04-2956-5500